

第 33 回士別市農業委員会総会議事録

令和 6 年 2 月 27 日

士別市農業委員会

第33回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月27日（火曜日）
午後 4時00分開会
午後 4時30分閉会

2. 開催場所 第2庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- 日程第1 報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について
日程第2 報告第2号 賃貸借契約の解約について
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

出席委員（25名）

1番	上野浩二君	3番	山下篤君
4番	松井薫君	6番	新田康仁君
7番	森野良次君	8番	鈴木淳一君
9番	寺崎徳仁君	10番	中澤弘幸君
11番	工藤修一君	12番	岡崎京子君
13番	本間一明君	14番	柳眞由美君
15番	梅津宣保君	16番	遠藤英俊君
17番	沼舘初男君	18番	鈴木茂樹君
19番	佐久間弘美君	20番	渡辺亨君
21番	村上幸博君	22番	栗本勝君
23番	中山義隆君	24番	鈴木庄一郎君
25番	小野寺悦子君	26番	木下一彦君
27番	保科隆志君		

出席説明員（4名）

事務局長	林秀忠君
主査	梶山賢一君
主査	小林泉君
主事	佐々木濤君

4. 会議の概要

(午後 4 時 00 分 開会)

●議長（保科隆志君）

第 33 回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は 25 名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、10 番 中澤弘幸委員、11 番 工藤修一委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「古川委員」「湯浅委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、報告第 1 号 士別市農業経営改善計画の認定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号 1 番、●●●●外 1 件の新規認定、5 件の再認定、2 件の変更認定、1 件の認定取消の通知がありました。

なお、累計は、先月比 1 件増の 419 件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 1 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 2、報告第 2 号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（梶山賢一君） 農地法第 18 条第 6 項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●外 1 件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町31、32線西、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積15,321㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町45線東、地番、●●●●外2筆、地目、畑、面積851㎡、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号3番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外2筆、地目、畑、面積31,550㎡、契約の内容は賃貸借であり、借り受けて経営規模の拡大を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号1番について本間委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第4、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外4筆、地目、田・畑、面積43,756㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町45線東、地番、●●●●、地目、畑、面積2,819㎡、対価、贈与につき無償、理由については、隣接地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町44線東、地番、●●●●外4筆、地目、田・畑・用悪水路、面積35,247㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町43線東、地番、●●●●外5筆、地目、田・畑・用悪水路、面積40,222㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町44線東、地番、●●●●外6筆、地目、田・畑、面積63,563㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町43・44線東、地番、●●●●外12筆、地目、田・畑・宅地・用悪水路、面積134,403㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町40線東、地番、●●●●外21筆、地目、田・畑・用悪水路、面積133,506㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外18筆、地目、田・畑、面積125,349㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号9番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外27筆、地目、田・畑、面積276,698㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号10番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外10筆、地目、田・畑、面積57,640㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 11 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、畑、面積 10,383 m²、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 12 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町 40 線東、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 38,461 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 13 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町 42 線東、地番、●●●●外 5 筆、地目、田・畑、面積 45,076 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 14 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町 41 線東、地番、●●●●外 6 筆、地目、田・用悪水路、面積 56,013.86 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 15 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町 15 線南、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 47,472.68 m²、賃貸料、使用貸借につき無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 16 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 21 筆、地目、畑、面積 456,168 m²、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 17 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 21,401 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、17 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 3 番、4 番について小野寺委員、番号 13 番について梅津委員、番号 15 番について渡辺委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 33 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 4 時 30 分 閉会）